

# 第1章 総論

## 第1節 計画の主旨

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、新居浜市の地域に係る災害対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

また、災害対策においては、市、県、防災関係機関、民間事業者、市民それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に積極的に取り組む必要があることから、この計画に基づき、被害等を軽減するための備えをより一層充実させ、その実践を促進する市民運動を展開する。

### 2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者並びに市民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

### 3 計画の構成

本編の構成は、次の4章による。

#### (1) 第1章 総論

この計画の主旨、防災関係機関の業務、地形・気象災害の概要など計画の基本となる事項を示す。

#### (2) 第2章 災害予防対策

平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策、市民生活の確保方策などの予防対策を示す。

#### (3) 第3章 災害応急対策

災害が発生した、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の応急対策を示す。

#### (4) 第4章 災害復旧復興対策

災害発生後の復旧、復興対策を示す。

### 4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践した上で、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、市がこれらを補完しつつ「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、県及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して着実に防災活動を実施していくことが重要である。

特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実はもとより、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成18年12月19日条例第58号）、愛媛県地域防災計画及び新居浜市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災の

ための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市及び公共機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

## 5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づき作成された「新居浜市国土強靱化地域計画」は、新居浜市国土強靱化地域計画以外の市の計画の指針となるべきものとして定められている。

このため、新居浜市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- (1) すべての人命の確保が最大限に図られること。
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化されること。
- (4) すべての被害の迅速な復旧復興が図られること。

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

なお、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の取り組みの更なる加速化・深化を踏まえつつ、安全、安心かつ災害に屈しない地域づくりを強力に進めていくこととし、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。

資料編	・新居浜市防災会議条例	P1
	・新居浜市防災会議委員	P3
	・新居浜市災害対策本部条例	P4
	・愛媛県防災対策基本条例	P5
	・新居浜市国土強靱化地域計画（資料編）重要業績指標（KPI）一覧	P850

## 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 新居浜市

- (1) 市地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成その他市民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び指定避難所の開設
- (11) 消防、水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における市有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 2 愛媛県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (5) 防災訓練の実施
- (6) 防災のための装備・施設等の整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (8) 被災者の救出、救護等の措置
- (9) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (10) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (11) 水防その他の応急措置
- (12) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (13) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (14) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (15) 災害時における県有施設及び設備の点検・整備
- (16) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (17) 緊急輸送の確保
- (18) 災害復旧の実施
- (19) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

### 3 指定地方行政機関

#### (1) 中国四国農政局松山地域センター

- ア 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- イ 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
- オ 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- カ 災害時の食料の供給に関すること。
- キ 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

#### (2) 愛媛森林管理署

- ア 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
- イ 国有保有林の整備保全
- ウ 災害応急対策用木材(国有林)の供給
- エ 民有林における災害時の応急対策等

#### (3) 四国地方整備局(松山河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所)

管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。

- ア 災害予防
  - (ア) 所管施設の耐震性の確保
  - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
  - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
  - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
- イ 応急・復旧
  - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
  - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
  - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
  - (エ) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
  - (オ) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣
- ウ 公共土木施設の災害復旧についての指導に関すること。
- エ 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。
- オ 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。
- カ 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。

#### (4) 大阪管区气象台(松山地方气象台)

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

#### (5) 第六管区海上保安本部(今治海上保安部)

- ア 防災訓練に関すること。
- イ 防災思想の普及及び高揚に関すること。
- ウ 調査研究に関すること。
- エ 警報等の伝達に関すること。
- オ 情報の収集に関すること。
- カ 海難救助等に関すること。
- キ 緊急輸送に関すること。

- ク 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。
- ケ 流出油等の防除に関する事。
- コ 海上交通安全の確保に関する事。
- サ 警戒区域の設定に関する事。
- シ 治安の維持に関する事。
- ス 危険物の保安措置に関する事。
- セ 広報に関する事。
- ソ 海洋環境の汚染防止に関する事。

#### 4 自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科隊、海上自衛隊呉地方総監部、航空自衛隊西部航空方面隊）

- (1) 被害状況の把握に関する事。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。
- (5) 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関する事。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。
- (7) 危険物の保安及び除去に関する事。

#### 5 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社（新居浜郵便局）
  - ア 郵便業務の運営の確保に関する事。
  - イ 郵便局の窓口業務の維持に関する事。
- (2) 日本赤十字社（愛媛県支部）
  - ア 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。
  - イ 被災者に対する救援物資の配布に関する事。
  - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置に関する事。
  - エ 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関する事。
- (3) 日本放送協会（松山放送局）
  - ア 市民に対する防災知識の普及に関する事。
  - イ 地震情報及びその他地震に関する情報の正確、迅速な提供による市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。
  - ウ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。
  - エ 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関する事。
- (4) 西日本高速道路株式会社（四国支社）
  - 西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関する事。
- (5) 四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社（松山営業所）
  - ア 鉄道施設等の保全に関する事。
  - イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関する事。
  - ウ 災害時における旅客の安全確保に関する事。
  - エ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事。
- (6) 西日本電信電話株式会社（四国支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
  - ア 電気通信施設の整備に関する事。
  - イ 災害時における通信の確保に関する事。
  - ウ 災害時における通信疎通状況等の広報に関する事。
  - エ 警報の伝達及び非常緊急電話に関する事。
  - オ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関する事。
- (7) 日本通運株式会社（新居浜支店）、福山通運株式会社（新居浜営業所）、佐川急便株式会社（新居浜店）、

ヤマト運輸株式会社(愛媛主管支店)

災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

(8) 四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社(新居浜支社)

ア 電力施設等の保全に関すること。

イ 電力供給の確保に関すること。

ウ 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。

エ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。

(9) KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

(10) イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

ア 防災関係機関の要請に基づく災害対策用物資の調達に関すること。

イ 災害対策用物資の供給に関すること。

## 6 指定地方公共機関

(1) 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。

(2) 一般社団法人愛媛県歯科医師会

ア 検案時の協力に関すること。

イ 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること。

(3) 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社ハートネットワーク、株式会社愛媛新聞社

ア 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による市民に対する防災知識の普及に関すること。

イ 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。

ウ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。

エ 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。

オ 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。

(4) 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会

ア 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。

イ 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

## 7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理

(1) 新居浜市医師会

医療救護活動の実施の協力に関すること。

(2) 新居浜市社会福祉協議会

ア 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。

イ 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

ウ 義援金品の募集、配分に関すること。

(3) 新居浜商工会議所

ア 被災商工業者の援護に関すること。

イ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。

(4) 新居浜建設業協同組合

ア 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること。

イ 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること。

ウ 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること。

(5) 新居浜市管工事業協同組合

災害時における上下水道の復旧活動の協力に関すること。

(6) 土地改良区

土地改良施設の整備及び保全に関すること。

- (7) 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合
  - ア 共同利用施設等の保全に関する事。
  - イ 被災組合員の援護に関する事。
  - ウ 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事。
- (8) 新居浜市連合自治会
  - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。
  - イ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所内の世話業務等の協力に関する事。
  - ウ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事。
  - エ 自主防災活動の実施に関する事。
- (9) 病院等経営者
  - ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。
  - イ 災害時の病人等の受入れ、保護の実施に関する事。
  - ウ 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。
- (10) 社会福祉施設等管理者
  - ア 施設利用者等の安全確保に関する事。
  - イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事。
- (11) 危険物施設管理者、プロパンガス取扱機関
  - ア 危険物施設等の保全に関する事。
  - イ プロパンガス等の供給の確保に関する事。
- (12) 社会福祉施設等管理者
  - ア 施設利用者等の安全確保に関する事。
  - イ 福祉施設職員等の応援体制に関する事。

## 8 市民

- (1) 市民
  - ア 自助の実践に関する事。
  - イ 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事。
  - ウ 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事。
- (2) 自主防災組織
  - ア 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事。
  - イ 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事。
  - ウ 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関する事。
  - エ 市又は県が実施する防災対策への協力に関する事。

## 9 事業者

- (1) 事業者
  - ア 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事。
  - イ 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事。
  - ウ 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事。
  - エ 災害応急対策の実施に関する事。
  - オ 市又は県が実施する防災対策への協力に関する事。

## 第3節 新居浜市の概況

### 1 自然的条件

#### (1) 位置、面積及び地勢

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分、北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海（燧灘）を隔て広島県に面している。

東西20.52km、南北21.48kmで、面積は234.50k㎡である。総面積の4分の3が山地丘陵であり、平野部の広がりには少なく、標高の最高は1,855m、最低は0.5mである。

新居浜市の南にそびえる笹ヶ峰（1860m）、市内の西赤石山（1626m）などの尾根は東に連続し、法皇山脈を形成し、西に延びては寒風山（1763m）、瓶ヶ森（1897m）へと続き四国の屋根をなしている。法皇山脈の北側は急斜面で落ち込み、四国中央市から西条に至る平野に達しており、その山麓線は、ほぼ東北東—西南西に直線的に延びている。法皇山脈を形づくる山々の頂から北に下る尾根の形は三角末端面と呼ばれる三角形を示し、中央構造線に伴う石鎚断層崖と呼ばれるものである。

この北側には、典型的な扇状地形を示す台地状の山麓地が広がり、国領川を中心とする氾濫原低地および、海岸平野性低地へと移行する。平野部には標高200～250mの山地が東西方向に延びているが、国領川、東川、尻無川の北流によって開析され、東西に二つの山塊として二分されている。海岸部には御代島などの三つの陸繋島と大島が点在する。赤石山系以南の山間部では、吉野川の支流、銅山川が東流している。

新居浜市の地質は、中央構造線によって二分され、この構造線より北側は、領家帯と呼ばれ花崗岩類を主体とする火成岩が分布し、領家帯の南縁部は中生代の堆積岩からなる和泉層群におおわれ、南限は中央構造線で断ち切られている。中央構造線より南側は、三波川帯と呼ばれ結晶片岩を主体とする変成岩が分布している。平野部には、新生代の沖積世と洪積世の堆積物が広く分布している。洪積層は、平野部南部の台地を形成し、沖積層は低地に分布している。

#### (2) 気候

本市は、瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年間平均気温は17.5℃前後、年間降雨量は950mm程度で、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっている。

### 2 社会的条件

#### (1) 人口

本市の人口は、令和2年12月31日現在（住民基本台帳）117,846人であり、緩やかな減少傾向が続いているが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が徐々にではあるが進んでいることがうかがえる。

また、65歳以上の高齢者の人口及び人口割合は、令和2年12月31日現在で37,997人、32.2%となっており、出生率の低下と相まって、本市でも少子高齢化の流れが続いている。

住民基本台帳人口

(各年12月末現在)

	S40	S50	S60	H7	H17	H27	R2
人 口	135,875	134,704	134,532	131,164	126,936	122,347	117,846
世 帯 数	35,056	43,456	46,306	50,185	54,181	57,144	57,740
1世帯当人員	3.88	3.10	2.90	2.61	2.34	2.14	2.04

#### (2) 土地利用の変遷

##### ア 明治期～大正期

平野部は、東西丘陵地の中間の平野から北に向かい、末広がりには海岸に続く一帯の平坦地である。大正中頃までは、海岸線が白砂青松の続く所あり、入江あり、磯浜ありのどかな自然そのままの姿であり、工場としては、わずかに住友の修理機械工場、硫酸及び過磷酸石灰工場等がひとかたまりに存在する程度であった。

交通では、東西が開け、愛媛、香川、徳島をつなぐ陸上路が通っており、南北では、元禄4年別子開坑とその後の発展に伴い、旧別子から新居浜口屋（現在の西町）に至る道が往年の重要な交通路であった。鉄道は、国鉄予讃線が高松から次第に西に延び、新居浜駅は大正10年6月21日に営業を開始した。また、住友鉱山専用鉄道のうち端出場～惣開間のいわゆる下部鉄道が明治26年5月に、角石原～石ヶ山



丈間の上部鉄道が、同年12月にそれぞれ開通し、鉱石や資材の運搬と従業員の運送にあてられた。

この地域では、磯浦から揚地まで一毛作水田が続き、住友鉱山専用鉄道の両側に社宅が東西にならび、その北側には、水田や畑が東西に延びていた。また、西原から元塚方面へ本町筋の両側に細長い集落があったが、それ以外の地域では、人家が点々とするだけで、ほとんどは水田や畑であった。

#### イ 昭和初期

昭和期に入り、海面の埋立てによる工業用地の造成が本格化しはじめた。住友別子鉱山株式会社では、惣開港改修に着手し、昭和4年より住友肥料製造所（現在の住友化学）の北側地先の埋立てと、喜七郎新田海岸より北へ防波堤の突出工事を行った。以後、一大工業地帯化することを目的とした新居浜港の大築港計画工事を開始し、昭和13年に完成した。また海岸沿いの御代島は工業用地造成により陸繋島となったが、それまでは干潮時のみ海面に現れる1.5キロメートル程の砂州により陸地とつながっていたものである。

鉄道では、予讃本線が高松から新居浜駅を経て西へ延び、松山までの開通は、昭和2年4月3日である。そのため駅周辺には新しい商店が立ち並ぶようになった。

大生院から船木に至る高台の扇状地には、田畑、荒地等がかなりあったが、昭和初期には、荒地が開墾され、一部が水田、その他は桑畑が広い範囲を占めていた。

#### ウ 昭和中期～現在

海岸部は、昭和40年以降も海面の埋立てが進められて、現在の形となった。それに伴い、第二次産業、第三次産業が増加し、第一次産業の減少が明瞭であった。農家数も昭和35年の5,721戸から平成27年の1,515戸と減少をたどっている。

耕地も、市街地の発達や団地の形成により減少し、高台の扇状地でも水田や桑畑が年々減少をはじめた。現在桑畑は、ほとんどみられなくなり、その後果樹園として利用されている所もある。また、耕地の減少と用水路の発達に伴い、農業用水用のため池数も減少していった。現在残っているため池には、水害防止の観点から積極的に保存され、洪水調整池として人工的に整備されているものもある。

道路関係では、昭和61年11月主要地方道壬生川新居浜野田線が開通。昭和62年3月には、主要地方道新居浜角野線が開通した。市の中央部を東西に横切る国道11号は、現在広域道路の役割が大きく、大型車の交通量も多く、慢性化しつつある交通渋滞の緩和のため、平成3年3月松山自動車道が、土居～いよ西条間で開通となり、さらには国道11号新居浜バイパスが平成2年から工事着手されており、現在一部の区間が供用されている。また、平成15年4月に別子山村との合併が行われたが、別子山地区を結ぶ唯一の幹線道路である主要地方道新居浜別子山線の改良工事が進められている。

公園については、平成24年度に三喜浜公園、平成29年度に神郷公園、令和元年度には渦井なかよし公園が開園され、令和2年10月現在、都市計画公園は19箇所95.90ha、都市公園全体では29箇所137.55haの公園緑地が開設されている。

### (3) 交通

#### ア 道路

本市には、高規格幹線道路1路線、国道1路線、主要地方道4路線、一般県道9路線、市道1,127路線が走っている。四国縦貫自動車道は、四国を東西に結ぶ高規格幹線道路として、また、市中央部を東西に横切る一般国道11号、臨海部を東西に通る主要地方道壬生川新居浜野田線、及び中心部を南北に走り別子山地域へむかう主要地方道新居浜角野線、新居浜別子山線は、広域幹線道路としての役割を担っている。

#### イ 鉄道

本市には、JR予讃線が東西に通っており、多喜浜駅、新居浜駅、中萩駅の3駅がある。

#### ウ 港湾

本市には、新居浜港（住友企業によって開発された新居浜港本港地区及び市民港としての新居浜港東港地区）と、東予港東港地区がある。新居浜港東港地区では、神戸と結ぶフェリーが運行されている。

### 3 建物状況

新居浜市の建物は、全体の74%が木造建物である。また、全体の54%が昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された建物である。建物用途別では、全体の76%が住宅である。

建物構造別棟数

(R2.4.1現在)

構造	木造	非木造	合計	うちS56年以前建築
棟数	54,844	19,302	74,146	40,293
構成比率	74%	26%	100%	54%

建物用途別棟数

建物用途	住宅	商業	工業	その他	合計
棟数	56,177	3,867	6,299	7,803	74,146
構成比率	76%	5%	8%	11%	100%

## 4 過去の災害履歴

### (1) 風水害履歴

#### ア 風水害の概要

新居浜市は、燧灘に面した平野と四国山地の山岳地域からなり、平野部では瀬戸内海気候区に、山岳部では山岳気候区に属する。平野部では降水量が少なく、年間を通じて温暖な気候である。一方、山岳部では夏は冷涼で雨も多く、冬は寒さが厳しい。瀬戸内海沿岸は、まわりを四国、中国等の山脈で囲まれているので、季節風又は台風、低気圧による風も他の地域より弱く、本市も同じ理由でおおむね降水量も周辺より少なく、気候に恵まれている。

しかし、例年の梅雨時期から台風シーズンにかけての6月～10月には、豪雨及び台風により年間降水量のほとんどを占める降雨がある。したがって、水害の発生する季節は比較的限られているが、突発的に発生することが多く、河川はん濫、家屋浸水、田畑浸水及び流水埋没などの被害も記録されている。特に、平成16年は、5回にわたる台風の来襲により、甚大な被害を記録した。

#### イ 地区別風水害履歴

主な地形区分ごとに市域の災害発生状況を整理すると、以下の点が指摘される。

##### (ア) 山地（金子山地、新居浜東部山地、別子山地域）

市域の山地は、人口密度が低いことから、人的被害の記録は少ないが、暴風雨による土砂、がけ崩れによる道路路側崩壊及び通行不能、銅山川等の増水がみられた。

##### (イ) 台地（大生院、船木、萩生地域）

この地域は、台風時及び豪雨時に斜面崩壊、土砂崩れがみられた。また、水路が溢れだしたため、家屋浸水、道路浸水の被害もでている。この地域には、多くのため池がみられるが大きな被害は記録されていない。

##### (ウ) 低地（国領川上流、下流側氾濫原地域）

この付近は、河川が多いために多くの被害がみられ、台風により、国領川、尻無川、他の中級河川の増水、田畑浸水等が広い範囲でみられた。特に平成16年の台風では、土石流等に伴う土砂・流木等が橋脚に流木がひっかかり河川を遮断することで、橋梁を破壊したり、水があふれることにより広範な浸水被害をもたらした。

##### (エ) 低地（惣開、垣生地域、多喜浜干拓地、埋立地）

この付近は、海岸線に面しており、惣開、垣生、多喜浜地域では、台風による床上、床下浸水も多く発生している。西側に位置している埋立地は、工業用地であり特に大きな被害は認められない。

#### ウ 記録に残る主な風水害の状況

新居浜市における主な風水害の被害状況を次に示すとともに、記録に残る災害について「災害履歴一覧表」としてまとめ、資料編に記載している。

##### (ア) 昭和51年災害（1976年9月8日～9月13日）

秋雨前線が日本付近に停滞する一方、台風17号が九州南西海上で停滞したため、6日間にわたって大雨が続いた。新居浜市は、総雨量955mmという記録的豪雨により、全域に異常増水がおり、西の土居地区ではがけ崩れが発生し、多喜浜地区では、4,300戸が床上床下浸水の被害にあった。又、河川堤防にも被害があった。被害の概要は、次のとおりである。

台風17号による被害状況

人的被害	重傷 5人	軽傷 7人
住家被害	全壊	4世帯 (18人)
	半壊	11世帯 (39人)
	一部破損	13世帯 (42人)
	床上浸水	1,090世帯 (3,516人)
	床下浸水	3,956世帯 (12,337人)
非住家被害	公共建物	2棟
	その他	棟
その他	田	流失、埋没 12.4 ha
		浸水 200 ha
	畑	流失、埋没 8.4 ha
		浸水 86 ha
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	955 mm 1,577 mm (鹿森)
	時間最大雨量	37 mm
	最大風速	15.7 m/s SW
	最低気圧	985 mb
被害金額	5,734,809 千円	
その他	災害救助法適用	

(イ) 昭和62年災害 (1987年10月16日～10月17日)

四国の太平洋岸沿いに秋雨前線が停滞し、一方、大型で強い台風19号が北上し、多量の暖湿気を前線に向かって流入させたため、前線は北上にともなって活発化した。新居浜市での総雨量は、304mmに達した。住宅の一部損壊3戸、床上床下1,198戸の被害発生、又は土砂崩れにより国道11号が一時通行不能となった。被害状況は、次のとおりである。

台風19号による被害状況

人的被害	軽傷 1人	
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	3世帯 (5人)
	床上浸水	56世帯 (147人)
	床下浸水	1,142世帯 (3,514人)
非住家被害	公共建物	1棟
	その他	2棟
その他	田	浸水 50 ha
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	連続降雨量	304 mm
	時間最大雨量	42 mm
	最大風速	18.0 m/s
	最大潮高	+3.25m
被害金額	931,815 千円	
その他		

(ウ) 平成11年災害 (1999年9月14日～15日)

九州の東海上を北上していた台風16号は、9月15日午前3時頃宇和島市に上陸し、四国を縦断した後、同日10時頃近畿地方に抜けた。愛媛県下では、14日夜から15日にかけて激しい雨が降り続き、県内各地で床下、床上浸水が続出したほか、がけ崩れ等による被害も相次いだ。新居浜市での総雨量は、174.5mm(立川地区282mm)であったが、明け方時の集中豪雨のため、床上浸水40戸、床下浸水234戸のほか、土砂崩れの発生、河川敷公園や道路、農林水産施設等に大きな被害が発生した。被害状況は、次のとおりである。

台風16号による被害状況

人的被害		
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	世帯 (人)
	床上浸水	47 世帯 (91人)
	床下浸水	234 世帯 (645人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	浸水、土砂流入 3.8 ha
	畑	浸水 0.6 ha
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	174.5 mm 282 mm (立川地区)
	時間最大雨量	67.0 mm 113.5 mm (立川地区)
	最大風速	21.2 m/s
	最低気圧	993.4 hPa
被害金額	534,143 千円	
その他		

(エ) 平成16年災害、台風15号及び前線 (2004年8月17日～18日)

フィリピン東方で発生した台風15号は、韓国南部と九州北部の間を通過中に、前線の活動を刺激し、8月16日から四国地方に大量の雨をもたらした。16日深夜の降り始めから18日午後6時までの総降水量は、217mmを記録した。特に18日午前9時からの2時間に107mmの猛烈な雨を観測、川東地区では、たけり狂うように川がはん濫し、山際には土石流が民家を押しつぶした。この土石流により、3人が死亡するなどかつてない被害を記録した。714世帯、約2,100人に避難勧告が出された。また、ため池「臼切池」では、堰堤の一部が崩壊し始め、決壊のおそれがあるため、自衛隊が出動、地元消防団や広域の消防団との共同体制で警備と復旧作業に当たった。JR予讃線は、土砂崩れにより線路や電柱が押し流されるなどして、分断された。被害状況は、次のとおりである。

台風15号及び前線による被害状況

人的被害	死者 3人	重傷 1人
住家被害	全壊	13 世帯 (29人)
	半壊	80 世帯 (189人)
	一部破損	48 世帯 (116人)
	床上浸水	339 世帯 (824人)
	床下浸水	982 世帯 (2,529人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	3 棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	242 mm
	時間最大雨量	55.5 mm
	最大風速	9.2 m/s
	最大潮高	
被害金額	718,148 千円	
その他	災害救助法適用	避難勧告 714世帯

(オ) 平成16年災害、台風16号 (2004年8月30日～31日)

台風は、雨や風だけでなく、波の力を増幅して、沿岸地域に多大な被害をもたらす。それがはっきりと表れたのが、台風16号だった。断続的に激しい風雨に見舞われるとともに、8月の満潮時という最悪のタイミングに來襲、吸い上げ効果や強風の吹き寄せという条件が重なって高潮が発生した。ま

た、台風15号による集中豪雨被害の復旧さなかの来襲のため、災害のふくそうが心配された。5, 522世帯、約11,600人に避難勧告が出された。被害状況は、次のとおりである。

台風16号による被害状況

人的被害	重傷 1人	
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	16世帯 (37人)
	床上浸水	5世帯 (9人)
	床下浸水	11世帯 (25人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	211 mm
	時間最大雨量	26.5 mm
	最大風速	32.9 m/s
	最大潮高	
被害金額	140,634 千円	
その他	避難勧告 5,522世帯	

(カ) 平成16年災害、台風18号(2004年9月7日)

記録的な強風で日本を駆け抜けた台風18号は、風の恐ろしさをまざまざと見せつけた。しかも、台風16号が通過してから、約1週間後の襲来であったため、復旧に手をつけかけたばかりの被災地は二重の被害を受けることになった。市内では、暴風に吹き飛ばされた物置小屋の下敷きになり、1人が死亡した。1,820世帯、約3,800人に避難勧告が出された。被害状況は、次のとおりである。

台風18号による被害状況

人的被害	死者 1人	軽傷 1人
住家被害	全壊	世帯 (人)
	半壊	1世帯 (5人)
	一部破損	47世帯 (104人)
	床上浸水	2世帯 (4人)
	床下浸水	1世帯 (1人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	118 mm
	時間最大雨量	13.5 mm
	最大風速	36.3 m/s
	最大潮高	
被害金額	62,444 千円	
その他	避難勧告 1,820世帯	

(キ) 平成16年災害、台風21号(2004年9月29日～30日)

台風21号は、沖縄付近を通過後、鋭角にターンして日本列島を縦断した。台風21号が迫った9月29日、東予地方を中心に大雨となった。降り始めからの雨量は、午後8時までに308mm、この年に四国に上陸した台風は5個目となり、松山气象台が統計を取り始めた1951年以降、年間の最多記録を更新した。集中豪雨により、川西地区で発生した土石流等に伴う土砂・流木等で河川がせき止められ、洪水が発生し、浸水地域は極めて広範に及んだ。避難勧告は、2,334世帯、約4,900人に出された。大生院では、高速道路脇の山腹斜面が崩壊し、土砂となぎ倒された立木が高速道路を超え、民家を直撃し、4人が亡くなるという痛ましい結果となった。高速道路や国道も通行止めとなり、J

R予讃線も全面運休となった。香川方面への道路網は完全に寸断され、ドライバーは途方にくれ、商店からは生鮮食料品は消えた。29日の日雨量は、299mm、午後6時30分までの時間雨量は、84mmで、ともに観測開始以来の記録を更新した。被害状況は、次のとおりである。

台風21号による被害状況

人的被害	死者 5人	軽傷 6人
住家被害	全壊	7世帯 (14人)
	半壊	142世帯 (268人)
	一部破損	240世帯 (530人)
	床上浸水	951世帯 (2,250人)
	床下浸水	1,259世帯 (3,052人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	26棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	312 mm
	時間最大雨量	50.0 mm
	最大風速	28.6 m/s
	最大潮高	
被害金額	1,833,958千円	
その他	災害救助法適用 避難勧告 2,334世帯	

(ク) 平成16年災害、台風23号 (2004年10月20日)

平成16年に日本に上陸した台風は、この23号で10個目。統計開始以来の最多となった。10月20日の上陸というのも、観測史上3番目に遅い時期の記録である。台風23号は、秋雨前線を刺激しながら北上し、大雨、土砂崩れ、洪水など広い範囲に多大な被害を及ぼした。2,863世帯、約6,220人に避難勧告が出された。被害状況は、次のとおりである。

台風23号による被害状況

人的被害	死者	軽傷
住家被害	全壊	1世帯 (5人)
	半壊	世帯 (人)
	一部破損	3世帯 (6人)
	床上浸水	14世帯 (35人)
	床下浸水	44世帯 (95人)
非住家被害	公共建物	棟
	その他	棟
その他	田	
	畑	
気象状況 (新居浜市消防署)	総雨量	383.5 mm
	時間最大雨量	41.0 mm
	最大風速	22.0 m/s
	最大潮高	
被害金額	323,721千円	
その他	避難勧告 2,863世帯	

(2) 地震災害履歴

新居浜市に関する詳細な地震災害資料があるのは、昭和21年に発生した「南海地震」である。

ア 南海地震 (1946年)

昭和21年 (1946年) 12月21日午前4時19分、和歌山県の熊野灘で発生した地震は、東海、近畿、中国、四国などの各地に大きな被害をもたらした。

- ・発生日：1946年12月21日 4時19分
- ・震源：南海道沖 東経135.62° 北緯33.03°

- ・地震の規模：M8.0
- ・震源の深さ：20 km
- ・震度：震度5（香川県、高知県、徳島県、和歌山県）、4（愛媛県）

愛媛県における被害（1946年12月21日南海地震）（南海道大地震調査概報：中央气象台より）

署別 種別	松山	松山西	今治	壬生川	西条	新居浜	三島	郡中	大洲
死者	5	7	1	7	1	-	-	6	-
負傷者	7	3	0	9	3	4	-	2	-
全壊家屋	19	15	6	456	62	3	6	564	2
半壊家屋	103	38	4	1,135	69	173	-	3,320	5
道路破損	1	-	-	-	28	-	-	5	-

その他に、新居浜市において、次のような被害箇所があった。

- (ア) 瀬戸内海沿岸で最大の55 cm地盤沈下
- (イ) 多喜浜塩田では満潮時に塩田面に汐が噴出
- (ウ) 日本化学工場濃硫酸500mにわたって流失（量的なものは不明）

イ 芸予地震（2001年）

平成13年(2001年)3月24日(土)15時27分、広島県の安芸灘で発生した地震は、瀬戸内海沿岸の中四国各地に大きな被害をもたらした。(消防庁発表)

- ・発生日：2002年3月24日15時27分
- ・震源：安芸灘 東経132.425° 北緯34.72°
- ・地震の規模：M6.7
- ・震源の深さ：51 km
- ・震度：震度6弱 広島県 河内町、大崎町、熊野町  
震度5強 広島県各市町、山口県各市町  
愛媛県内 今治市、松山市、大西町、波方町、丹原町、菊間町、久万町、松前町、宇和町、三瓶町等  
震度5弱 愛媛県内 新居浜市、西条市、宇和島市、大洲市、小松町、玉川町、宮窪町、重信町、中島町等  
震度4 愛媛県内 川之江市、八幡浜市、土居町、内子町等

被害状況（2001年3月24日 芸予地震）

区分	人的被害(人)		住家被害(棟)			その他(箇所)		
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	道路	橋梁	港湾
島根県		3			10	6		
岡山県		1			17	1		
広島県	1	193	65	688	36,545	704	8	118
山口県		12	3	46	1,437	15		18
香川県					6			
愛媛県	1	75	2	40	11,196	56		13
高知県		4			12	4	1	

新居浜市においては、文教施設等に一部軽度の被害があったもののほとんど被害がなかった。

資料編 ・災害履歴一覧表 P837